

日向市地域コミュニティ推進基本方針 ＜改訂版＞



令和7(2025)年10月

日向市

目 次

第1章 方針の策定にあたって

1. 策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 方針の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～P 2
3. 方針の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

第2章 本市の現状と課題

1. 本市の人口予測・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3～P 8
2. 地域コミュニティを取り巻く環境・・・・・・・・ P 9
3. 区の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9～P 10
4. まちづくり協議会の現状と課題・・・・・・・・ P 10～P 12

第3章 方針の基本的方向性

1. 地域コミュニティの将来像・・・・・・・・ P 13
2. 方針で目指す姿・・・・・・・・ P 13
3. 方策の体系・・・・・・・・ P 14

第4章 方針の推進内容と具体的な取組

1. 区活動の維持・活性化・・・・・・・・ P 15
 - (1) 区の継続的な運営・活動・・・・・・・・ P 16～P 17
 - (2) 区加入促進の取組・・・・・・・・ P 17～P 18
2. 多様な団体が連携した地域コミュニティの維持・・・・・・・・ P 19
 - (1) まちづくり協議会の推進・・・・・・・・ P 20～P 21
 - (2) まちづくり協議会未設立地区について・・・・・・・・ P 22
3. 地域を担う人材の育成・・・・・・・・ P 23
 - (1) 人材育成の取組・・・・・・・・ P 23

第5章 推進体制・・・・・・・・ P 24

資料編・・・・・・・・ P 25

○第3次日向市総合計画・前期基本計画【基本目標VI】人権・市民協働・・ P 26～P 29

○日向市地域コミュニティ推進基本方針 区長、まち協役員アンケート・・ P 30～P 31

○まちづくり協議会 住民アンケート（4地区合計）・・ P 32～P 33

第1章 方針の策定にあたって

1. 策定の目的

本市では、第2次日向市総合計画(計画期間:平成29(2017)年度～令和6(2024)年度)における「市民との協働による市民が主役のまちづくり」、「地域力の活用による自立したまちづくり」の基本理念のもと、自治会(区)(以下「区」という。)を中核として、地域コミュニティ組織(以下「まちづくり協議会」という。)等の各団体と連携をしながら、安全・安心なまちづくりに取り組んできました。また、将来にわたり安全・安心に暮らせる持続可能な、誰一人取り残さない地域社会を築くためには、市民、事業所、NPO、行政等がお互いに協力し合い、これまで以上に連携・協働していくことが重要であることから、令和3年3月に「日向市地域コミュニティ推進基本方針」を策定し、各種取り組みを進めてきたところです。

しかしながら、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルや価値観の多様化、デジタル技術の進展などにより住民同士の連帯感や人間関係の希薄化が進み、区加入者の減少や地域活力の低下が深刻な課題となっている状況が続いています。こうした中、令和7年1月に策定した第3次日向市総合計画(計画期間:令和7(2025)年度～令和10(2028)年度)においても「市民との協働による共創のまちづくり」、「地域力の活用による持続可能なまちづくり」を本市のまちづくりを進める上で大切にしたい考え方として発展的に継承したことから、「日向市地域コミュニティ推進基本方針(改訂版)」を策定し、継続して地域コミュニティの維持及び向上に取り組むこととします。

2. 方針の位置づけ

本方針は、人口減少・少子高齢社会を迎えた中においても、本市の地域コミュニティの維持・向上を図り、市民がいつまでも安心して暮らせるために、市民、事業所、NPO、行政等が連携して取り組む共通の指針として策定します。また、第3次日向市総合計画(資料編P26～P29)やその他の関連計画との整合性も図っていきます。

第3次日向市総合計画・前期基本計画

【基本目標Ⅵ】人権・市民協働

個性と多様性を認め合い、誰もが自分らしく幸せに暮らせる共生のまち

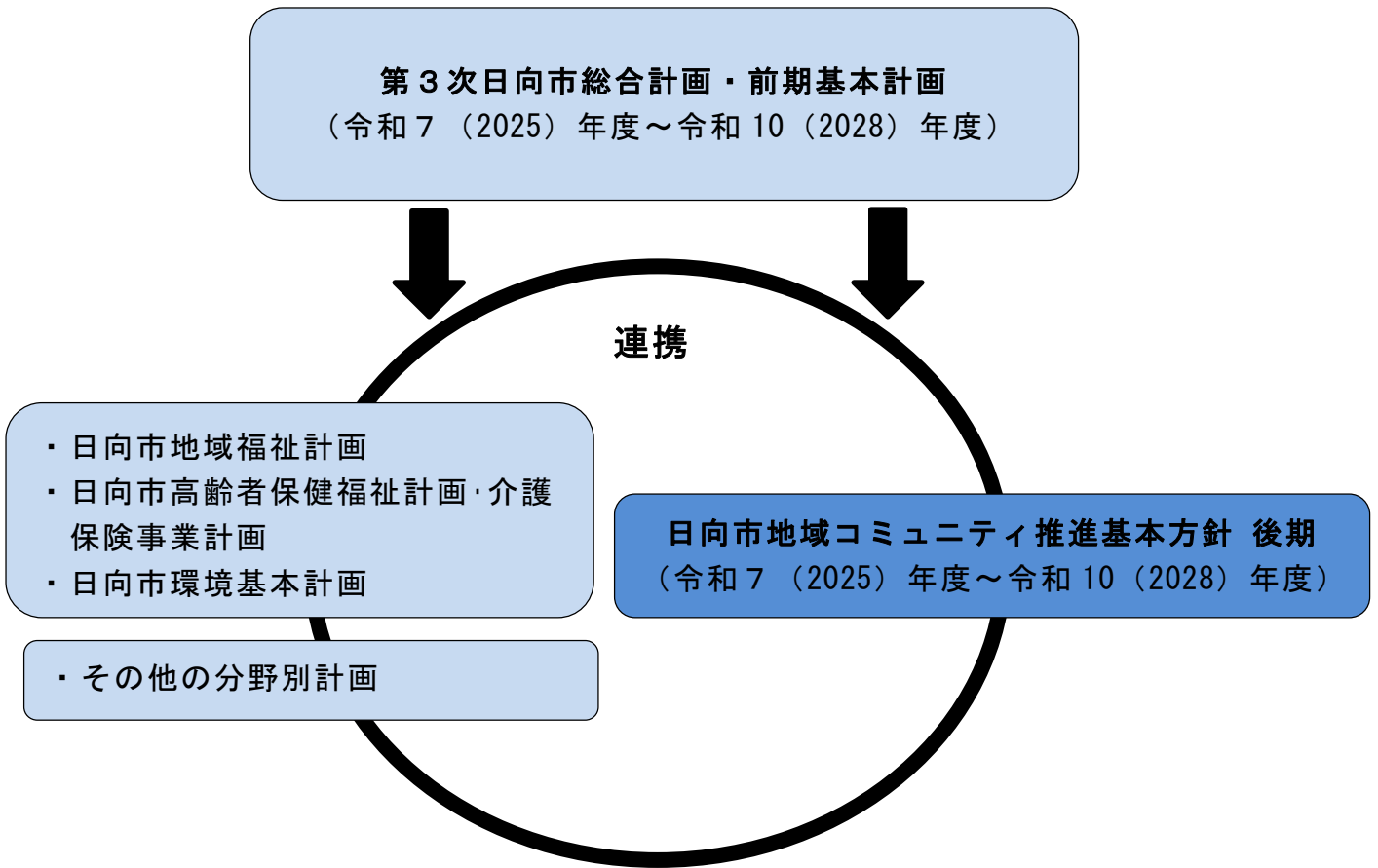
【施策6-3】協働のまちづくりの推進

【施策6-4】多文化共生と国際交流の推進

総合計画に掲げた目標の達成に向けた取組を推進します

日向市地域コミュニティ推進基本方針

【方針の位置づけフロー】



3. 方針の期間

本方針の期間は、令和3（2021）年度から令和10（2028）年度の8年間とし、市の最上位計画である総合計画にあわせて、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度の4年間を前期、令和7（2025）年度から令和10（2028）年度の4年間を後期と位置付けています。

なお、本方針は、総合計画や社会情勢等に急激な変化があった際には、方針を適宜見直すこととします。

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
総合計画	第2次総合計画(後期)				第3次総合計画(前期)			
地域コミュニティ推進基本方針	前期 (R3～R6)				見直し	後期 (R7～R10)		
	※総合計画に変更が生じた際は、必要に応じて適宜見直しを行う。							

第2章 本市の現状と課題

1. 本市の人口予測（※日向市人口ビジョンより抜粋）

（1）人口推計プログラム（内閣府）による将来人口推計

①人口推計

図表 1-1 は、令和 2（2020）年度に本市が改訂した人口ビジョンによる推計（以下「R2 推計」という）と人口推計のためのワークシート（内閣府）における国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計（以下「社人研準拠推計」という。）をグラフにしたものです。

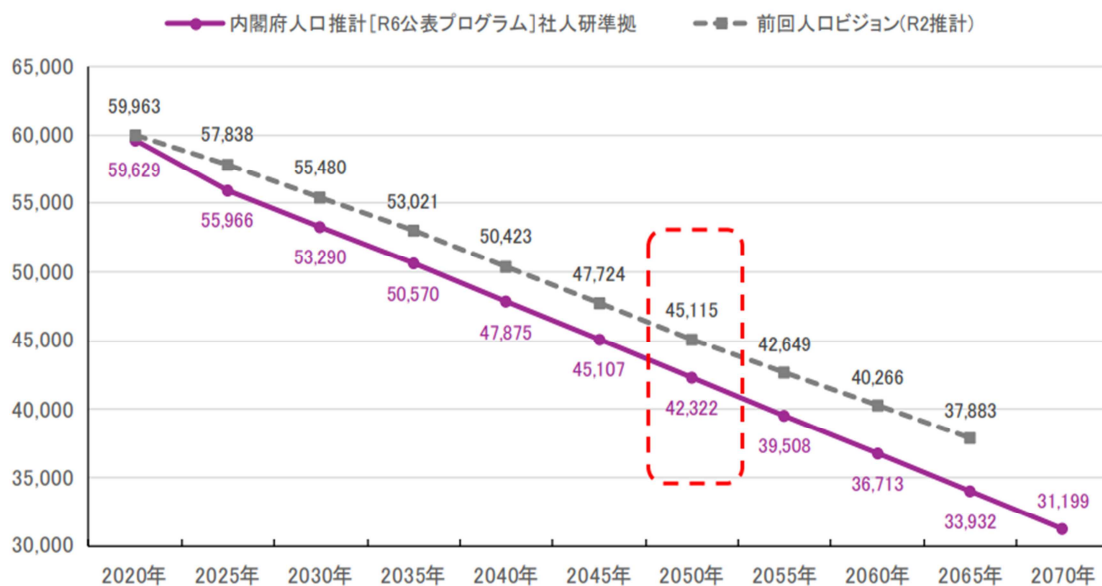
社人研準拠推計では、R2 推計よりも人口減少傾向が強く出ており、令和 32（2050）年の本市の人口は 42,322 人となっています。長期的には、人口推計が下振れしていることが分かります。

図表 1-2 は、社人研準拠推計を年齢 3 区分別に示したものです。

令和 2（2020）年の 65 歳以上の人口が全体に占める割合は 32.7% であり、令和 32（2050）年には 43.0% と高齢化がさらに進むと予測されています。

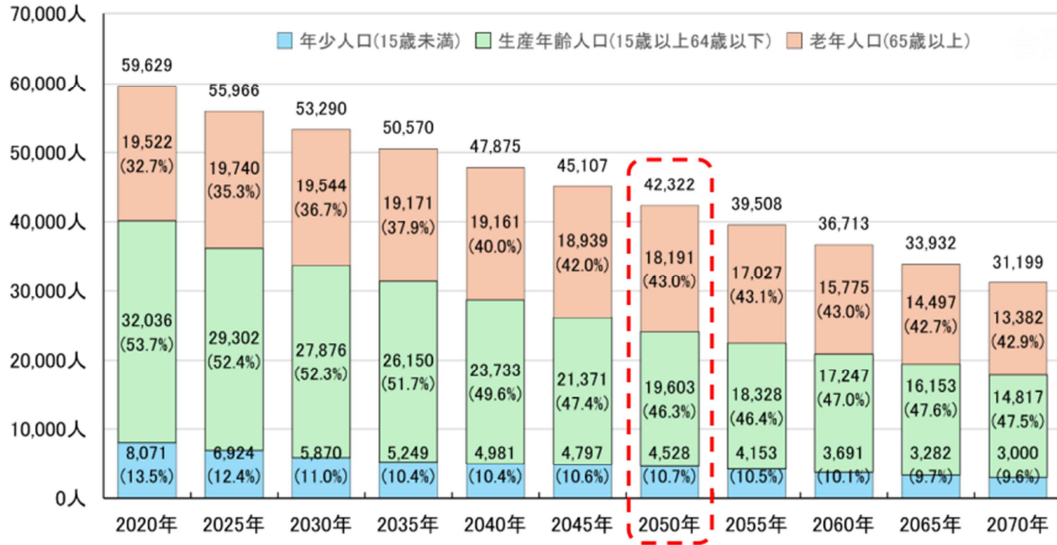
一方、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、令和 2（2020）年の 53.7% から令和 32（2050）年の 46.3% に減少すると推計されています。

図表 1-1 人口推計（社人研準拠）



※2020 年の人口において、社人研準拠推計は実績値、R2 推計は推計当時の人口。
 ※社人研推計の最終的な推計結果とは、端数処理等の関係で若干値が異なる場合がある。

図表 1-2 社人研準拠推計 年齢3区分別推移



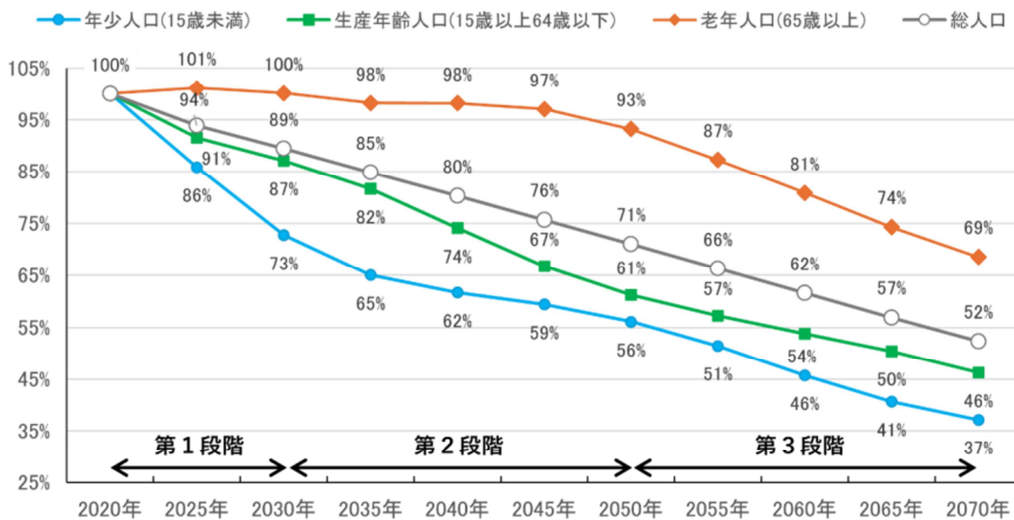
②人口の減少段階

人口減少は、大きく分けて3つの段階を経て進行すると言われています。「第1段階」は、年少人口（15歳未満）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加する時期、「第2段階」は、年少人口の減少が加速し、老年人口が維持から微減へと転じる時期、「第3段階」は、年少人口の減少が一層加速化し、老年人口も減少していく時期とされています。

本市の状況を社人研の将来推計人口に当てはめると、図表 1-3 に示すとおり、「第1段階」が令和2（2020）年から令和12（2030）年、「第2段階」が令和12（2030）から令和32（2050）年、「第3段階」が令和32（2050）年以降となることが予想されます。

人口減少は、直線的に進みますが、「第1段階」にて年少人口が急激に減少するため、早急な対策が求められます。

図表 1-3 人口減少段階の分析（社人研準拠推計）



③小学校区別人口推計

次に、社人研の将来推計に基づく小学校区別将来人口推計を図表 1-4 に示します。

市内の小學校区のうち、減少率が最も高いのは坪谷小學校区で 58.5%、次いで東郷小學校区 52.7%、美々津小學校区 47.8%と続きます。

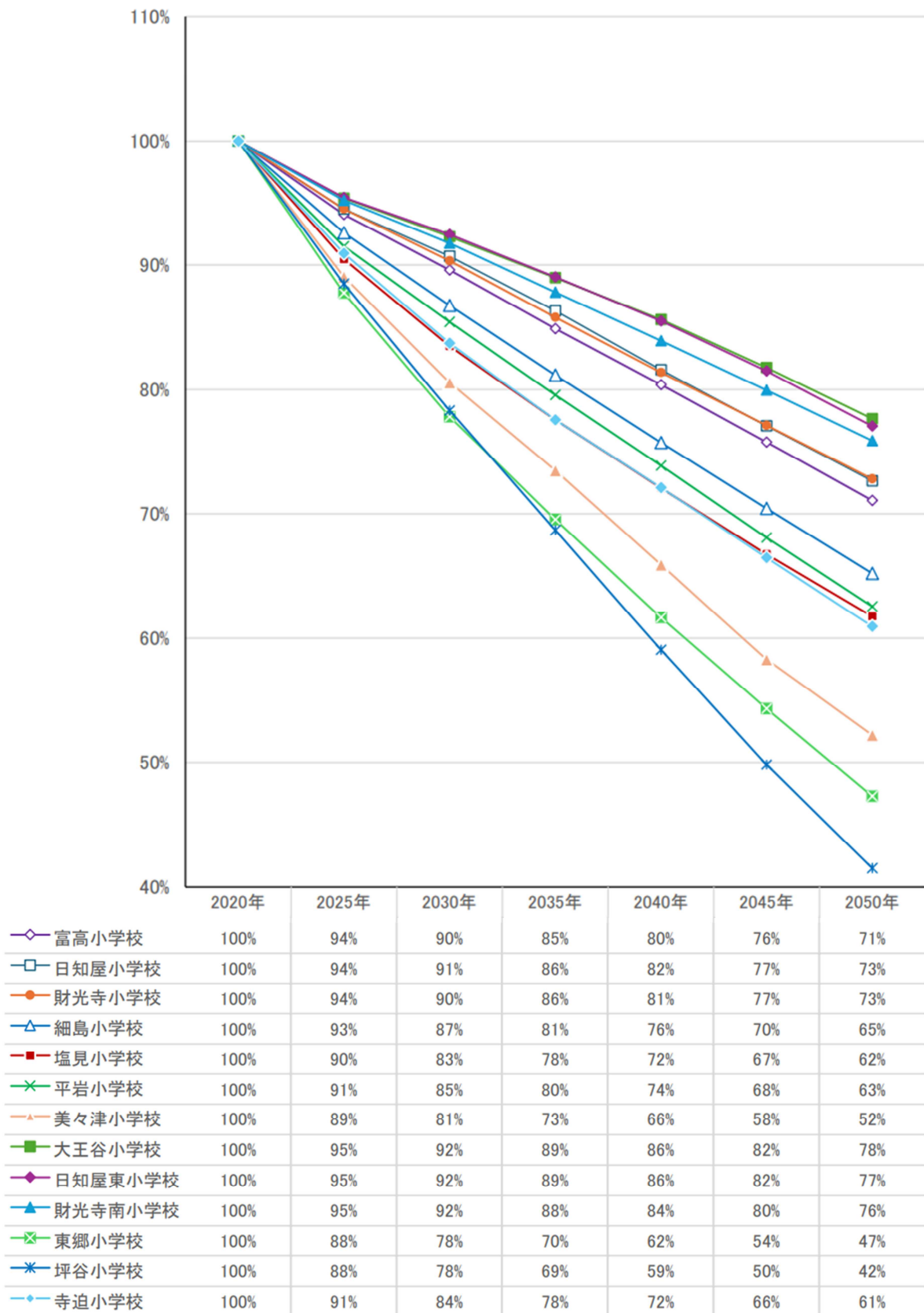
図表 1-5 に示した小学校区別の人口減少割合を比較すると、令和 32（2050）年に令和 2（2020）年の人口の 7 割以下となるのは、坪谷・東郷・美々津・寺迫・塩見・平岩・細島の各小學校区であり、郊外部の小學校区の人口が大きく減少することが分かります。

また、図表 1-6 に示した小学校区別人口の推移を見ると、中山間地域だけでなく市街地でも人口減少が進むことが予測され、地域の担い手不足による集落機能の低下や空き家の増加等が懸念されます。

図表 1-4 小学校区別 将来人口推計（社人研準拠推計）

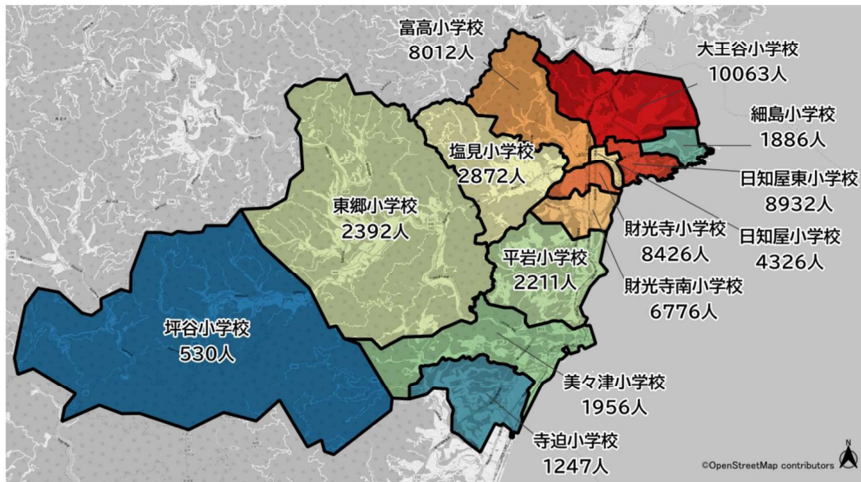
	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	減少率 2050 年 /2020 年
富高小学校	8,012	7,535	7,178	6,801	6,442	6,069	5,693	28.9%
日知屋小学校	4,326	4,088	3,924	3,734	3,530	3,334	3,142	27.4%
財光寺小学校	8,426	7,962	7,612	7,230	6,857	6,496	6,132	27.2%
細島小学校	1,886	1,746	1,636	1,531	1,428	1,328	1,230	34.8%
塩見小学校	2,872	2,598	2,398	2,227	2,069	1,917	1,774	38.2%
平岩小学校	2,211	2,023	1,889	1,759	1,633	1,505	1,383	37.4%
美々津小学校	1,956	1,742	1,576	1,437	1,289	1,140	1,021	47.8%
大王谷小学校	10,063	9,596	9,284	8,954	8,616	8,229	7,814	22.3%
日知屋東小学校	8,932	8,524	8,256	7,953	7,637	7,280	6,882	23.0%
財光寺南小学校	6,776	6,450	6,217	5,950	5,687	5,417	5,140	24.1%
東郷小学校	2,392	2,099	1,861	1,663	1,475	1,299	1,131	52.7%
坪谷小学校	530	469	415	364	313	264	220	58.5%
寺迫小学校	1,247	1,134	1,044	967	899	829	760	39.1%
合計	59,629	55,966	53,290	50,570	47,875	45,107	42,322	29.0%

図表 1-5 小学校区別 人口減少割合（社人研準拠推計）

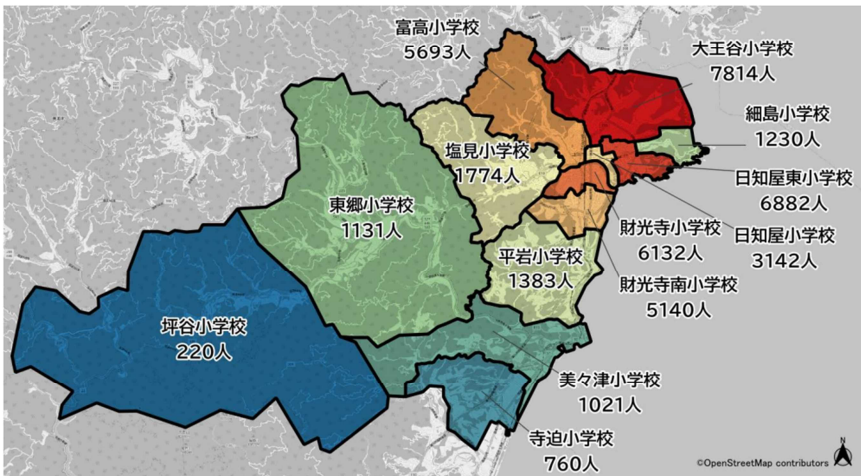


图表 1-6 小学校区别 人口推移 (社人研準拠推移)

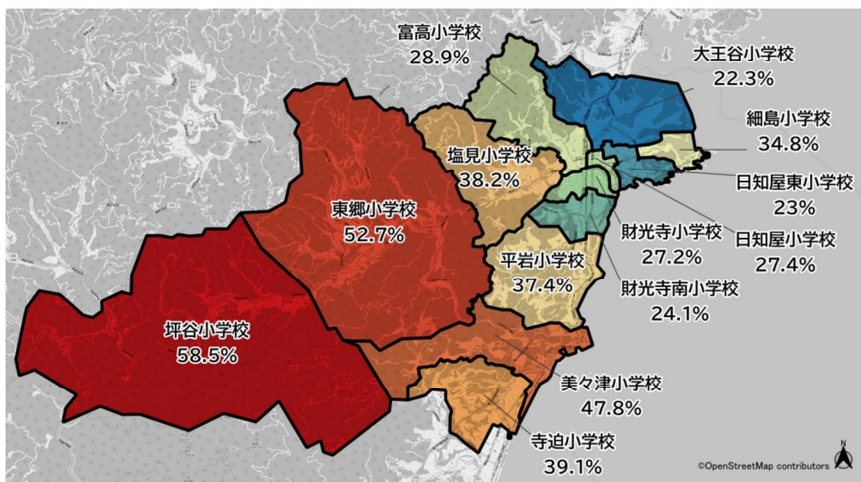
■令和 2 (2020) 年



■令和 32 (2050) 年



■減少率：令和 2 (2020) 年 ⇒ 令和 32 (2050) 年

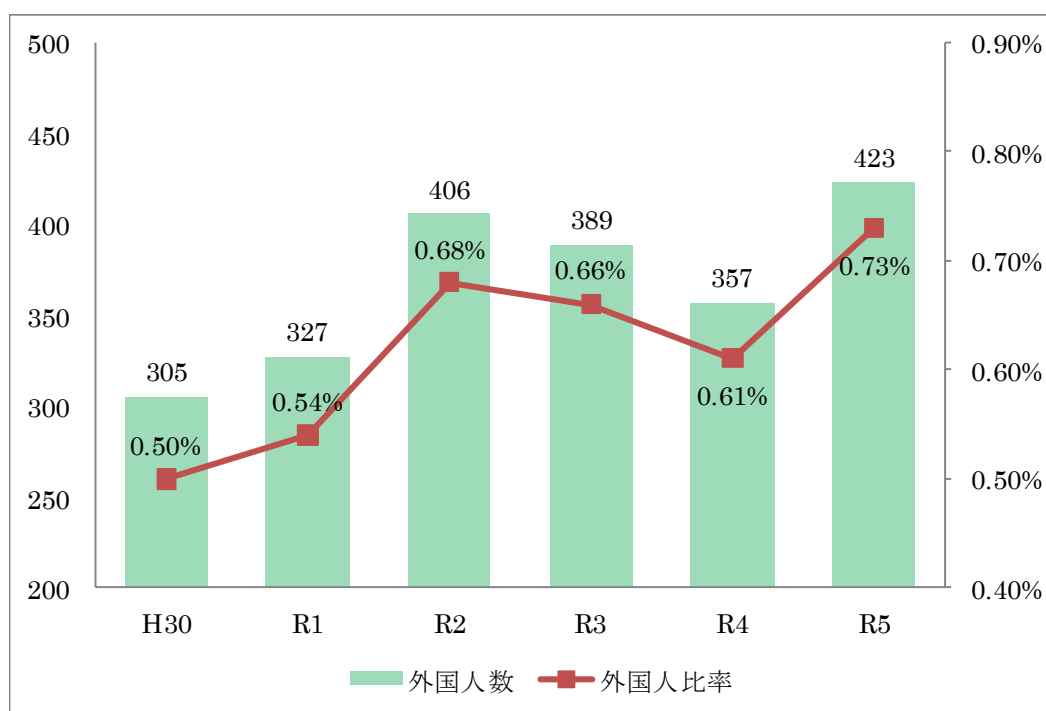


前述のとおり、本市の人口は今後も減少していくことが予想されています。

一方、本市に在住する外国人は、平成 31（2019）年 4 月に改正出入国管理法が施行され、外国人労働者の受け入れが拡大されたことで増加していましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響で一時的に減少しました。

その後、留学生の日本企業への就職支援が強化されたことや、国が進めている高度外国人材（高度な専門的知識や技術を持つ外国人）の受け入れが着実に増えていることなどから、本市に在住する外国人は今後も増加していくことが予想されます。（図表 1-7）

図表 1-7 本市の在住外国人の推移（総人口に対する外国人人口比率）



2. 地域コミュニティを取り巻く環境

本市ではこれまで、区やまちづくり協議会等を中心に地域コミュニティを構築してきており、人や地域のつながりを基本とする「地域力」が市の各種施策や発展に大きな役割を果たしています。

そのような中、地域住民に最も身近で中核的な役割を担っている区においては、加入世帯の減少や地域全体の高齢化などによる担い手不足により、役員や参加者が固定化し、負担感が増しているほか、価値観の多様化により住民同士のつながりが希薄化するなど様々な課題が生じています。

また、地域においても高齢者の見守りや子育て、防犯、防災など、単独の区や団体では対応が難しい複雑化・広域化する課題が増えてきています。

一方、多発化する自然災害により、避難時や一時避難場所での助け合いをはじめ、災害直後の対応、復興過程において「隣近所で助け合い、支え合う」という精神に基づく地域のつながりが改めて重要であることが認識されています。

こうした状況の中、地域コミュニティを維持・向上していくためには、市民一人ひとりが地域の一員であるとともに、地域課題は「我が事」であるという認識を深め、自分たちの手によるまちづくりを進めていくこと、そして、最も身近なコミュニティ組織である区が活発化し、各種団体が地域課題の解決のために力を合わせていくことが必要不可欠です。

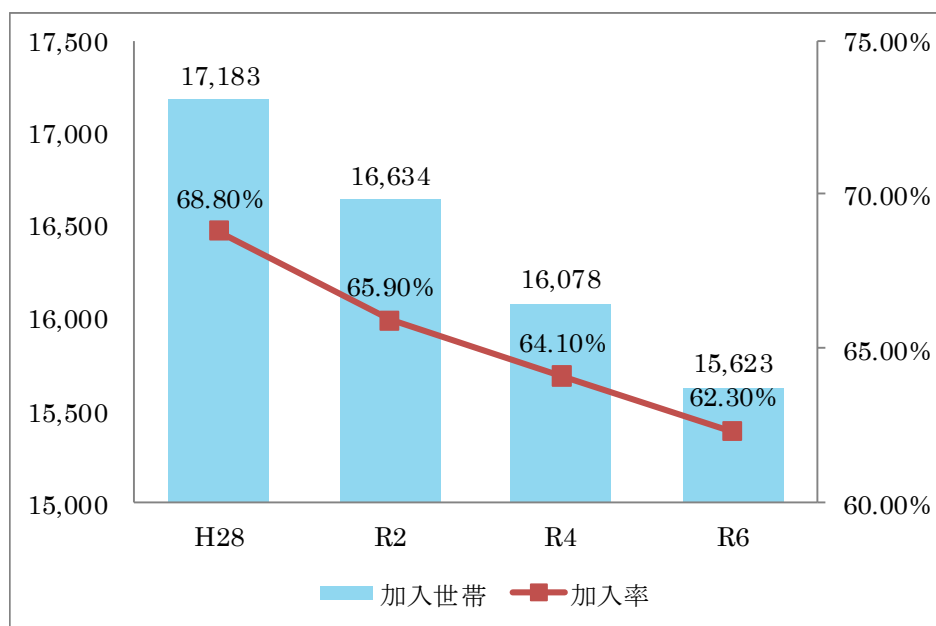
3. 区の現状と課題

本市には 92 の区と 5 の独立班があり、それぞれの地域で住民同士の連帯感を深めながらお互いに協力し合い、住みよいまちづくりに向けた活動に取り組んでいます。

本市における区の加入率は、平成 28 (2016) 年度の 68.8% をピークに、令和 6 (2024) 年度には 62.3% となり、減少傾向が続いています (図表 3)。

減少の要因は様々ですが、高齢による活動への負担を理由とした脱会や、集合住宅等に入居する単身世帯において、区に加入しない方が増加していることなどが考えられます。

図表 3 本市の区加入世帯数及び加入率



【区が担っている主な取組】

○地域コミュニティの根幹的な活動

区は、住民が生活していくうえで最も身近な地域コミュニティです。災害時の自主防災活動や子どもの健全育成、高齢者の見守り活動など、その地域で安全・安心に暮らせる地域づくりを区民が協力し合い、「お互いさま」の意識を持って取り組んでいます。

○公共の担い手

区では、ごみステーションの管理や市道・公園の清掃など、行政からの委託を受けた活動に取り組んでいます。また、民生委員・児童委員の方々と連携し、区内の高齢者等の見守り活動などにも努めています。

【主な課題】

○担い手の確保・人材育成

人口減少や高齢化の進展により、区の役員の担い手が不足しています。また、壮年部や女性部などの関係組織も維持が困難となっており、区活動や組織の見直しが必要となってきました。

○区加入率の低下

単身世帯（アパート等の集合住宅）の増加やこれまで区に加入していた高齢者が介護施設等へ入所するため、やむを得ず区を退会したり、高齢により活動への参加が困難となった世帯の退会等により、区の加入率が低下しています。未加入世帯の加入促進と退会への対応がこれまで以上に重要となっています。

4. まちづくり協議会の現状と課題

（1）まちづくり協議会の現状と課題

まちづくり協議会は、区を中心に様々な分野で活動する地域内の各種団体が集まり、区主催の行事を連携して支援したり、地域の共通課題について話し合い、その解決に向けて活動する団体です。

市内には4つのまちづくり協議会があり、各地区協議会とも「持続可能な安心して住み続けることができるまちづくり」を目的に、それぞれの地域の特色を活かした活動が展開されるなど、住民主体の地域づくりと活性化が図られています。また、放課後こども教室の受託や公（おおやけ）の施設の指定管理業務の受託など、「公共の担い手」としても貢献しており、協議会の活動をとおして、協働のまちづくりが推進されています。

【まちづくり協議会が担っている主な取組】

○地域の活性化

各まちづくり協議会においては、特色ある事業が推進されています。例えば、HOSOSHIMA まちづくり協議会の「細島芸術祭」や「ふれあい納涼盆踊り大会」、塩見まちづくり協議会の「塩見ウォーク」、「交流グラウンドゴルフ大会」、平岩まちづくり協議会の「金ヶ浜ビュー園地事業」や「新春凧あげ大会 in 小倉ヶ浜」、東郷まちづくり協議会の「つつじ祭り」、「夏祭り」等において、主体的な活動が行われ、地域の元気づくりに貢献しています。また、細島工業港イベントでの食のおもてなし（HOSOSHIMA）やブルーベリー葉の栽培及び販売（塩見）、平岩ふれあい朝市の開催（平岩）、カモミールやバジル等の薬草栽培及び販売（東郷）など、各協議会がそれぞれの地域資源を活用した自主財源の確保に取り組み、地域活性化に寄与しています。

○区との連携

人口減少や少子高齢化、社会情勢の変化などにより社会構造が大きく変化し、各地域が有する地域課題は区単独で対応することが困難な状況も見られるようになっていきます。これまで実施されてきた地域の特色を活かした行事なども、役員をはじめ地域住民が主体となって実施することが難しくなっています。

そのような中、まちづくり協議会が地域内の各区と連携しながら、伝統文化の継承や健康づくり、防災活動などの事業を継続していくことで、住民間の地域コミュニティの促進が図られています。

○公共の担い手

多様化・複雑化する住民ニーズや地域課題等に適切に対応していくためには、行政の取組だけでは限界があります。

そのような中、各まちづくり協議会は地域課題の解決のため、社会的活動に自発的かつ主体的に参加し、「公共の担い手」として活動しています。具体的には、放課後子ども教室や公（おおやけ）の施設の指定管理などをはじめ、花の苗植栽などの景観美化活動、ごみの不法投棄対策、高齢者や子どもの見守り活動など、様々な分野で貢献しています。

このような協議会の活動により、市がこれまで把握できなかった新たな行政課題の掘り起こしに繋がり、その課題解決に向けて協働して取り組むことが可能になりました。

【主な課題】

まちづくり協議会の活動内容が地域住民に十分に認識されていないことや組織内の高齢化もあり、人材の確保を含めた組織づくりや財源確保への継続的な取組が課題となっています。また、『まち協単独での活動にも限界を感じる』『地域全体での意見交換や課題の共有を行う取組などが求められる』といった声があり、協議会だけではなく、区をはじめ、事業者やNPOなども含めた各種団体が一層連携・協力して進めていける仕組みづくりも課題となっています。

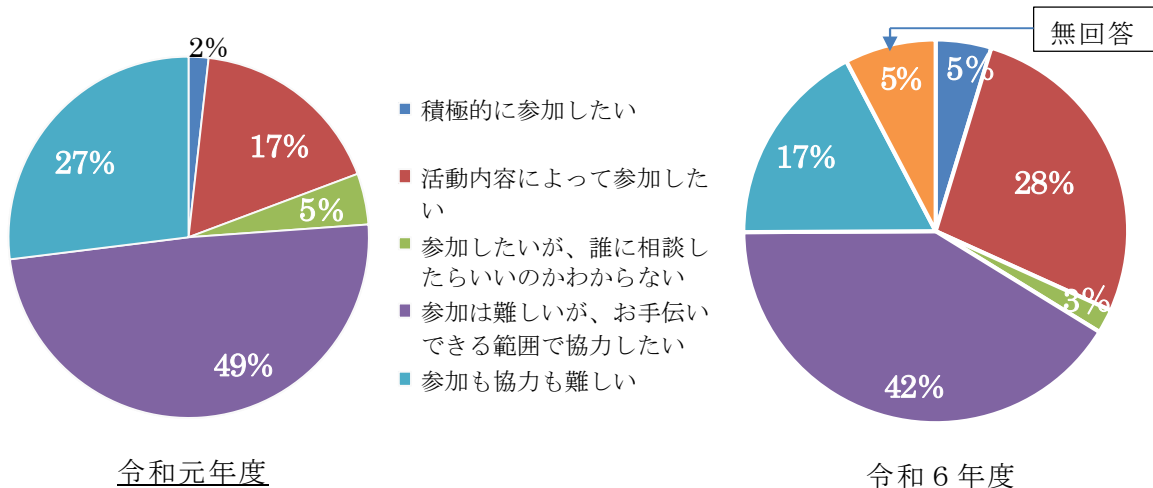
○会員の確保・組織づくり

協議会が活動を活性化させるうえで、地域住民の参加は重要な要素となります。しかし、人口減少や高齢化に伴い、活動に参加する協議会メンバーが固定化し、負担感が増しています。また、「どのような活動をしているのか知らない」という声もあり、まちづくり協議会の活動が地域住民に十分に認識されていない状況もあります。

一方で、令和6年度に実施した「まちづくり協議会住民アンケート」の調査結果からは、令和元年度と比べてまちづくり協議会活動への参画意欲の高まりが見られることから、これまで以上に協議会の活動を地域住民に周知し、新たな会員の確保に努める必要があります（図表4、資料編P33）。

図表4

「まちづくり協議会」が活動を行う際には、活動に参加することはできますか？



○財源確保のあり方

市では、各協議会の発足当初から「新しい地域コミュニティ制度事業交付金」を継続して交付しています。主な取組にも挙げているとおり、各協議会は財源確保に努めています。組織力の更なる向上や活動の発展など、持続的な活動を続けていくためにも、各協議会が独自の創意工夫のもと、自主財源の確保について引き続き検討していく必要があります。

また、市としては、国や県の地域コミュニティ支援施策や先進事例、公益法人などが行う各種制度等の情報を収集・提供し、まちづくり協議会の自主財源確保につなげていく必要があります。

(2) まちづくり協議会が設立されていない地区に対する取組

まちづくり協議会の設立については、地域住民の皆さんがその必要性を感じ、自分たちの意思で設立をするということを基本として、市ではこれまで未設立地区の大字区長会を訪問し、まちづくり協議会の設立に向けた説明等を行ってきました。一部の地区において設立を検討したいという声も上がっていますが、高齢化・人口減少の中で「担い手が見つからない」などの理由により、平成 24（2012）年度以降は、新たな協議会は設立されていない状況です。

しかし、まちづくり協議会の設立は、既存の協議会の取組を見ても、地域が持続可能な、安心して暮らせるための有効な手段の一つであると考えられます。

協議会設立のための進め方としては、区や関係団体などその地域の住民が主体性を持って協議会の必要性について話し合いながら進めていくことが重要です。

市としては、各地域がまちづくり協議会設立の判断材料にすることができるよう、今後も既存の協議会の活動やそれぞれの地域の人口動態・高齢化率などの情報を示しながら、将来予想される課題等を共有するとともに、設立を検討している地区については、相談対応などの支援を行ってまいります。

第3章 方針の基本的方向性

1. 地域コミュニティの将来像

人口減少社会においても、住民主体の地域活動が活発化し、住民自らが積極的に地域課題の解決に取り組むとともに、住民や区、まちづくり協議会、企業、NPO、学校、そして行政など多様な主体が協働し、誰もが安心して暮らせる持続可能な地域共生社会を目指します。

2. 方針で目指す姿

市では、「日向市地域コミュニティ推進基本方針」の策定から4年が経過し、令和6（2024）年度に期間の中間年を迎えたことから、日向市区長公民館長連合会理事及び各まちづくり協議会の役員を対象に本方針に関するアンケートを実施しました。（資料編 P30～P31）

アンケート調査では、本方針について「評価できる」、「概ね評価できる」を合わせた回答が8割を超え、方針は概ね評価されていることがわかりました。

また、“地域コミュニティにおける課題の社会的な深刻度”については「高い」、「どちらかと言うと高い」を合わせた回答が約7割となっている一方で、“住民の地域活動への参加意識の高さ”と“団体や行政機関との協力体制の強度”は「どちらかと言うと低い」という回答がそれぞれ9割程度、7割程度となっており、地域課題の深刻度が高まっているものの、住民の地域活動への参加意識や関係機関との連携については依然として低調であるという結果となりました。

若者の地域活動への参加については「どちらかと言うと消極的」、「消極的」が8割を占め、高齢化・人口減少社会の中で、持続可能な地域づくりを行うにあたり、若者が地域活動へ参加するための仕掛けづくりが重要であると推察されます。

さらに、地域コミュニティにおける取組のうち、地域の防災・減災活動の充実度について「あまり充実していない」、「充実していない」が合わせて8割近くとなっており、各区を主体に、まちづくり協議会等の各団体と連携しながら、安全・安心なまちづくりをさらに進めていく必要があります。

このようなアンケート結果を踏まえ、「日向市地域コミュニティ推進基本方針」で目指す姿は次のとおりとしています。

●区活動等への参加・参画の推進

同じ生活圏の住民同士が助け合い、支え合う「お互いさまの精神」に基づくつながりが重要であることが再認識され、区の大切さを理解する人（担い手）及び区活動等に参加・参画する人の増加を目指します。

●多様な団体が連携した地域コミュニティの維持

市民一人ひとりが地域課題を「我が事」として捉え、いつまでも安心して暮らせる社会を構築していくため、区、まちづくり協議会、企業、NPO、学校、行政などがそれぞれの役割・活動を担い、また連携しながら住民主体の様々な取組が進み、地域コミュニティの維持を図っていくことを目指します。

●男女共同参画社会や多文化共生の視点を持ったまちづくり

様々な地域課題や多様化・複雑化する市民ニーズに対応していくためには、これまで以上に男女共同参画社会の視点を持ったまちづくりを構築していくことが重要です。性別を問わず、市民一人ひとりがそれぞれの意見を尊重し合い、地域コミュニティの推進に取り組んでいくことを目指すとともに、在住外国人の増加等に伴うグローバル化の進展に対応するため、多文化共生の視点を持ったまちづくりを目指します。

3. 方策の体系

本方針において取り組む方策の体系を次のとおりとします。



1. 区活動の維持・活性化



2. 多様な団体が連携した地域コミュニティの維持



3. 地域を担う人材の育成

方策の体系	取組内容
1. 区活動の維持・活性化	<p>(1) 区の継続的な運営・活動</p> <p>(ア) 区活動の負担軽減の工夫 (イ) 区の再編 (ウ) 区活動に対する行政支援</p> <p>(2) 区加入促進の取組</p> <p>(ア) 区活動の情報発信 (イ) 区と関係団体、行政が連携した加入促進 (ウ) 行政による加入促進</p>
2. 多様な団体が連携した地域コミュニティの維持	<p>(1) まちづくり協議会の推進</p> <p>(ア) まちづくり協議会の情報発信 (イ) 圏域の課題解決のための取組 (ウ) 自主財源の確保 (エ) 協議会活動への参加・参画の促進(担い手の確保) (オ) 行政の支援</p> <p>(2) まちづくり協議会未設立地区について</p> <p>(ア) 未設立地区の設立前後に対する取組・支援</p>
3. 地域を担う人材の育成	<p>(1) 人材育成の取組</p> <p>(ア) 区長公民館長連合会による人材育成 (イ) まちづくり協議会による人材育成 (ウ) 行政による人材育成</p>

第4章 方針の推進内容と具体的な取組

1. 区活動の維持・活性化

区は、住民の皆さんが「お互いさまの精神」でつながっている身近な地縁団体組織です。

住民同士の親睦や防災・防犯など、住んでいる地域で安全・安心な暮らしを送るために、日常生活に必要な情報交換や安全確保を行うとともに、自主的かつ自発的に共同作業を行うなど、住民間の連帯感を深めながら、様々な課題解決に向けた取組を行っています。

しかしながら、社会環境の変化に伴い市民のライフスタイルや価値観が多様化しており、住民同士の連帯感や人と人とのつながりは希薄化しています。

区を再認識し、「自分たちの手によるまちづくり」を進めていく必要があります。

近年、災害の頻発化・激甚化により、地域防災力の充実強化が喫緊の課題となっています。特に東日本大震災や阪神・淡路大震災においては、住民の自助・共助が初動対応で大きな被害軽減に寄与しました。このことは、地域コミュニティ強化の重要性を再認識させる契機となりました。被災地では地域コミュニティの再生が進み、区加入促進の動きが活発化しているところもあります。

区は単なる住民組織にとどまらず、地域の生活基盤を支える役割を担っており、住民の負担（区費）により、地域の持続可能な運営を支えています。こうした平常時の活動は一見地味で、助け合いや繋がり的重要性が見えにくいものの、非常時においては住民同士の相互支援や迅速な避難誘導に不可欠なセーフティネットとして機能します。

しかし、高齢化や人口減少の影響で、高齢世帯の自治会脱退や役員の担い手不足が深刻化しており、地域の防災力維持に懸念が生じています。区加入を促進することは、こうした課題の解決に向けた重要な一歩です。地域の絆を強化し、災害時の迅速な連携や日常の生活支援を可能にすることで、住民の安全と安心を守る基盤を確立することが求められています。

地域コミュニティの持続的発展と災害に強いまちづくりのために、加入促進の意義を広く周知し、積極的な参加を呼びかけることが必要です。

住民間の交流親睦

(祭り、運動会、演芸大会など)

公共の担い手

(ごみ減量化、道路清掃、公園清掃、防犯灯の維持など)

区が果たしている役割 (イメージ)

互助・共助の意識醸成

(防災訓練・子ども・高齢者等の見守りなど)

行政とのパイプ役

(行政広報の回覧、各種委嘱委員等の推薦、市への要望の伝達など)

(1) 区の継続的な運営・活動

①取組の概要

人口減少や高齢化の進展により、区活動における担い手が不足しています。

区の様々な活動や取組を見直し、区民の負担を軽減するなどして、継続的な運営・活動を目指します。

②取組内容

(ア) 区活動の負担軽減の工夫

内容	具体的な取組	取組主体
■活動の見直し	・区の行事等を見直し、区民の負担軽減を図ります。	区
	・区民が生活するうえで抱えている地域課題やニーズを把握し、その解決に取り組めます。(例：福祉部を中心とした「区民支え合いサポーター」による高齢者世帯への生活支援など)	区 社会福祉協議会 市
■活動ができない人への配慮	・高齢者世帯で体力に自信のない方や子育てで大変な方など、様々な理由や事情で積極的に区活動に参加・参画できない方々へ配慮し、できる範囲での参加を呼びかけます。	区
■関係組織の見直し	・区には、壮年部や女性部などといった関係組織がありますが、区によってはメンバーの確保等が困難になり、解散している状況があります。今後は、区を構成する組織の適正化を図り、負担の軽減と区活動の充実に努めます。 (例：壮年部と女性部を統合し、年齢や性別を問わない「区行事サポーター部」を設置するなど)	区
■複数の区や関係団体等との連携	・祭りなどを複数の区で実施している地区もあります。運動会などのイベントや草刈り、清掃活動などの行事を複数の区で一緒に取り組むことで負担軽減と内容の充実に努めます。	区
	・NPO法人や事業所等と連携を図り、それぞれが持つ強みを生かして区活動の充実に努めます。	区 NPO法人 事業所等
■区活動の情報発信・共有方法の見直し	・区の役員会や班長会の連絡などにおいて、メール、LINE、SNSといったコミュニケーションツールを活用し、情報発信や情報共有を効率的かつ効果的に行い、区活動の負担軽減を図ります。	区 区長公民館長連合会 市

(イ) 区の再編

内容	具体的な取組	取組主体
■ 関係区同士の話し合い	・関係区民の合意のもと区の再編を円滑に進めるため、関係区同士で丁寧な協議を重ねます。	区

(ウ) 区活動に対する行政支援

内容	具体的な取組	取組主体
■ 地域担当職員制度の継続	・区と行政とのパイプ役である地域担当職員制度を継続します。(令和5年7月から地域コミュニティ課、細島・岩脇・美々津支所および東郷総合支所の職員が担当)	市
■ 「区からの相談受付フォーム(QRコード)」の活用	・道路補修など、区から相談の多い案件をスムーズに所管課につなぎ、対応の迅速化に努めます。	市
■ 区長公民館長連合会活動への支援	・日向市区長公民館長連合会が行う各種活動を支援します。	市
■ 行政から区に対する依頼事務等の見直し	・市の各部署から区に依頼している事務について、目的や内容が類似しているものは適宜見直しを行い、区の負担軽減を図ります。	市
■ 区の再編に対する支援	・再編を検討している区からの相談に対応します。また、再編を行う際には、必要に応じて支援を行います。	市
■ 多文化共生社会の構築	・区や在住外国人からの相談に適切に対応し、共に助け合いながら生活できる地域環境づくりを推進します。	区 事業所 市
	・区や在住外国人が交流し、ともに理解しあえる機会を創出します。	市

(2) 区加入促進の取組

①取組の概要

近年、個人の価値観や居住形態の多様化等により、区への未加入世帯が増加しています。地域住民の安全・安心な生活を支えてきた区の活動を維持するためには、新たな区加入世帯を増やすことが重要であり、各区はもとより、区長公民館長連合会、各事業所、不動産関係団体等と協力・連携を図りながら、区への加入や活動への参加・参画を促進していきます。

なお、第3次日向市総合計画・前期基本計画では、「新規加入世帯数(年間)」を指標として設定し、以下の目標値を掲げています。

(令和5(2023)年度：212世帯(基準値) ⇒ 令和10(2028)年度：230世帯(目標値))

②取組内容

(ア)区活動の情報発信

内容	具体的な取組	取組主体
■区による未加入世帯への情報発信	・区報や行事等のチラシを未加入世帯へ配布するとともに、防災訓練などの生活に密接に関わる行事等についても積極的に案内します。	区
	・区の活動への理解を深めてもらうため、フェイスブックやインスタグラムなどのSNS等を活用して活動の情報を発信します。	区市

(イ)区と関係団体、行政が連携した加入促進

内容	具体的な取組	取組主体
■区加入強化対策の継続	・毎年3月から5月、その他必要に応じて区加入強化月間を設定し、未加入世帯への加入促進を図ります。	区 区長公民館長連合会 市
■事業所等と連携した加入促進	・市内事業者等へ区活動への参加・参画に対する理解と協力を求めるとともに、従業員への加入を促進します。	区 区長公民館長連合会 事業所等 市
■不動産関係団体等と連携した加入促進	・宮崎県宅地建物取引業協会県北支部日向地区の協力を得ながら、住宅購入者やアパート等に入居する方への加入促進を図ります。	区長公民館長連合会 宮崎県宅地建物取引業協会県北支部日向地区 市
■学校・PTA等への協力・呼びかけによる加入促進	・子どもたちや保護者が区の活動に積極的に参加しやすくなるよう、区が学校のコミュニティスクール活動に参加協力し、「顔の見える」関係性を構築します。	区 大字区長会 学校 市
	・PTAや育成会の協力のもと、各種説明会等を通じて区活動への理解促進を図ります。	PTA 育成会 区 市

(ウ)行政による加入促進

内容	具体的な取組	取組主体
■転入者への加入促進	・本市に転入する方に対し、区加入案内のチラシを配布します。また、市営住宅に入居する方々にも、該当する区の情報を伝え、加入促進を図ります。	区 延岡日向宅建協同組合 日向営業所 市
■移住相談者への情報発信	・本市への移住を検討している方々に対し、区の情報を提供し、加入促進に努めます。	区 市

2. 多様な団体が連携した地域コミュニティの維持

まちづくり協議会は、区やさまざまな団体と連携し、区を超えた地域内の共通課題を解決していく地域運営組織で、進展する人口減少、高齢化社会の中にあっても持続可能な地域づくりを維持していくための重要な住民組織です。既存のまちづくり協議会については、これまでの取組から明らかになった課題である「情報発信による地域住民への活動の理解」や「担い手の育成・確保の取組」、「住民ニーズに即した取組」が一層求められています。

まちづくり協議会が設立されていない地区では、約6割の区長が将来的に協議会設立が必要ではないかとアンケートで回答しており、今後も既存の協議会の活動を参考に各地域がその必要性に応じて設立を検討するための支援が必要です。

区との連携

(区主催行事等の補助など)

圏域内の共通課題への対応

(防災、環境美化、健康福祉、公共交通対策など)

まちづくり協議会が果たしている役割 (イメージ)

多様な主体をつなぐ

(区をはじめとしたあらゆる組織、団体間の連携)

公共の担い手

(指定管理業務、子ども教室受託など)

(1) まちづくり協議会の推進

①取組の概要

各地区のまちづくり協議会では、各区が抱える共通の課題解決に向けた活動が行われており、また、指定管理者として公(おおやけ)の施設管理を受託するなど、公共の担い手としても大きな役割を果たしています。

しかしながら、一部の地域住民からは、協議会の活動が見えないといった意見もあるため、継続的な協議会活動の情報発信をはじめ、住民の意見を定期的に聴取するなどして、地域のニーズに応じた取組の推進を図るとともに、地域住民の協議会活動への参加・参画を促進します。

②取組内容

(ア)まちづくり協議会活動の情報発信

内容	具体的な取組	取組主体
■協議会だより発行の継続	・協議会だよりを継続して発行し、圏域住民に活動内容等の周知を図ります。	まちづくり協議会
■SNS等を活用した情報発信	・SNSをはじめ、新聞やテレビ等のメディアを活用した情報発信を積極的に行い、まちづくり協議会活動への理解促進を図ります。	まちづくり協議会市

(イ)圏域の課題解決のための取組

内容	具体的な取組	取組主体
■関係団体等を交えた住民間の意見交換や「まちづくり計画」の改定	・区との意見交換等を行い、それぞれの役割を確認しながら、連携して活動に取り組みます。	まちづくり協議会
	・圏域内の課題を掘り起こすため、協議会の関係団体や住民を交えた定期的な意見交換(ワークショップ等)を行います。	まちづくり協議会関係団体
	・協議会で策定している「まちづくり計画」を適宜見直し、時代に応じた地域課題の解決に向けて研究を行います。	まちづくり協議会
■コーディネーターとしての役割	・圏域の課題を解決する際には、さまざまな団体との連携・協力が必要です。協議会は「コーディネーター」としてつなぎ役を担い、活動の充実を図ります。	まちづくり協議会関係団体市

(ウ) 自主財源の確保

内容	具体的な取組	取組主体
■ 継続した自主財源の確保	・ 既存の手段や方法等を適宜見直しながら取り組みます。	まちづくり協議会
■ 新たな自主財源の確保	・ クラウドファンディングの活用や、活動に賛同する方々からの協力などについて検討します。	まちづくり協議会

(エ) 協議会活動への参加・参画の促進(担い手の確保)

内容	具体的な取組	取組主体
■ 住民間のコミュニケーションの場づくり	・ まちづくり協議会は、地域で活躍する多くの人材が集まる交流の場でもあります。協議会の行事等を通じて、お互いのコミュニケーションを図りながら、次世代の活動を担う人材の発掘を目指します。	まちづくり協議会
■ NPO法人、事業所、ボランティア団体等との連携	・ NPO法人や事業所等と連携し、協議会活動の深化につながる取組を検討します。また、日向市社会福祉協議会のボランティア団体や市民活動支援センターの登録団体等との連携も検討し、それぞれが持つ強みを活かしたまちづくりを目指します。	まちづくり協議会 NPO法人 社会福祉協議会 事業所 ボランティア団体 市民活動団体 学校 PTA
■ 圏域外からの担い手の確保	・ 各協議会が実施する行事等を通じて、圏域外の方々がその地域の応援者(ファン)になっていただくことで、新たな担い手の確保を検討します。	まちづくり協議会

(オ) 行政の支援

内容	具体的な取組	取組主体
■ 市の担当職員による支援	・ 協議会が取り組む地域課題を解決するため、市の担当職員による後方支援を行います。	市
■ 財政的支援	・ 市は協議会に対する財政的支援を継続し、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。また、より地域の実情に応じた交付金のあり方について見直しを図ります。	市

(2) まちづくり協議会未設立地区について

①取組の概要

平成 24 年(2012)年度に設立された東郷まちづくり協議会以降、新たな地域での設立はありませんが、未設立地区の区長アンケートやいくつかの地域で協議会の設立を検討したいという意見が出されています。

同じ市内においても、人口や高齢化率、地理的環境などの違いにより、協議会の必要性や設立の時機が異なると考えられますが、まちづくり協議会は地域共生社会構築のための重要な組織であることから、引き続き地域が主体となった設立を促進していきます。

②取組内容

(ア)未設立地区の設立前後に対する取組・支援

内容	具体的な取組	取組主体
■ 出前講座の開催や既存まちづくり協議会の活動報告会の実施（設立前）	・ 圏域の住民を対象にまちづくり協議会についての出前講座を行い、協議会への理解を深めます。	未設立地区 市
	・ 協議会による活動報告会を実施し、取組事例や組織の運営等について紹介します。	未設立地区 まちづくり協議会 市
■ 市の担当職員による支援（設立検討～設立後）	・ 設立を検討する地区に対して、市の担当職員を配置し、設立までの様々な過程を共に考え、「まちづくり計画」の策定及び設立を支援します。 また、設立後も活動の支援を行います。	設立検討地区 市
■ 財政的支援	・ 市からの財政的支援を行います。 また、協議会設立地区において、協議会活動のための自主財源の確保策について検討します。	設立地区 市

3. 地域を担う人材の育成

(1) 人材育成の取組

人口減少や高齢化の進展をはじめとした様々な社会情勢の変化により、地域活動を担う人材が不足しています。地域の現状を理解し、課題を「我が事」として捉える意識を持った人材育成を推進していくことが求められています。

①取組の概要

地域課題等を「我が事」として捉えつつ、地域活動の中に男女共同参画社会や増加する在住外国人などのグローバル化の視点を持った人材の育成に努めます。

②取組内容

(ア) 区長公民館長連合会による人材育成

内容	具体的な取組	取組主体
■ 新任区長研修の継続	・ 新任の区長を対象とした研修を実施し、効果的な区の活動や運営につなげていきます。	区長公民館長連合会 市
■ 経営研修会の継続	・ 区長を対象とした経営研修会を実施し、共通の課題等の解決に向けた取組について検討します。	区長公民館長連合会 市
■ 分野別研修の検討	・ 区の広報担当者を対象としたSNS講座や福祉部の合同研修、若年層や女性等を対象としたワークショップ等を通じて、地域を担う人材の育成を図ります。	区長公民館長連合会 社会福祉協議会 市

(イ) まちづくり協議会による人材育成

内容	具体的な取組	取組主体
■ 市内外との情報交換による研修の実施	・ 市内をはじめ市外のまちづくり協議会が取り組んでいる内容を学び、人材育成を図ります。	まちづくり協議会
■ 活動を通じた人材育成	・ 圏域の若者や子どもたちに協議会活動への参加を促し、活動を通じて人材育成を行います。	まちづくり協議会

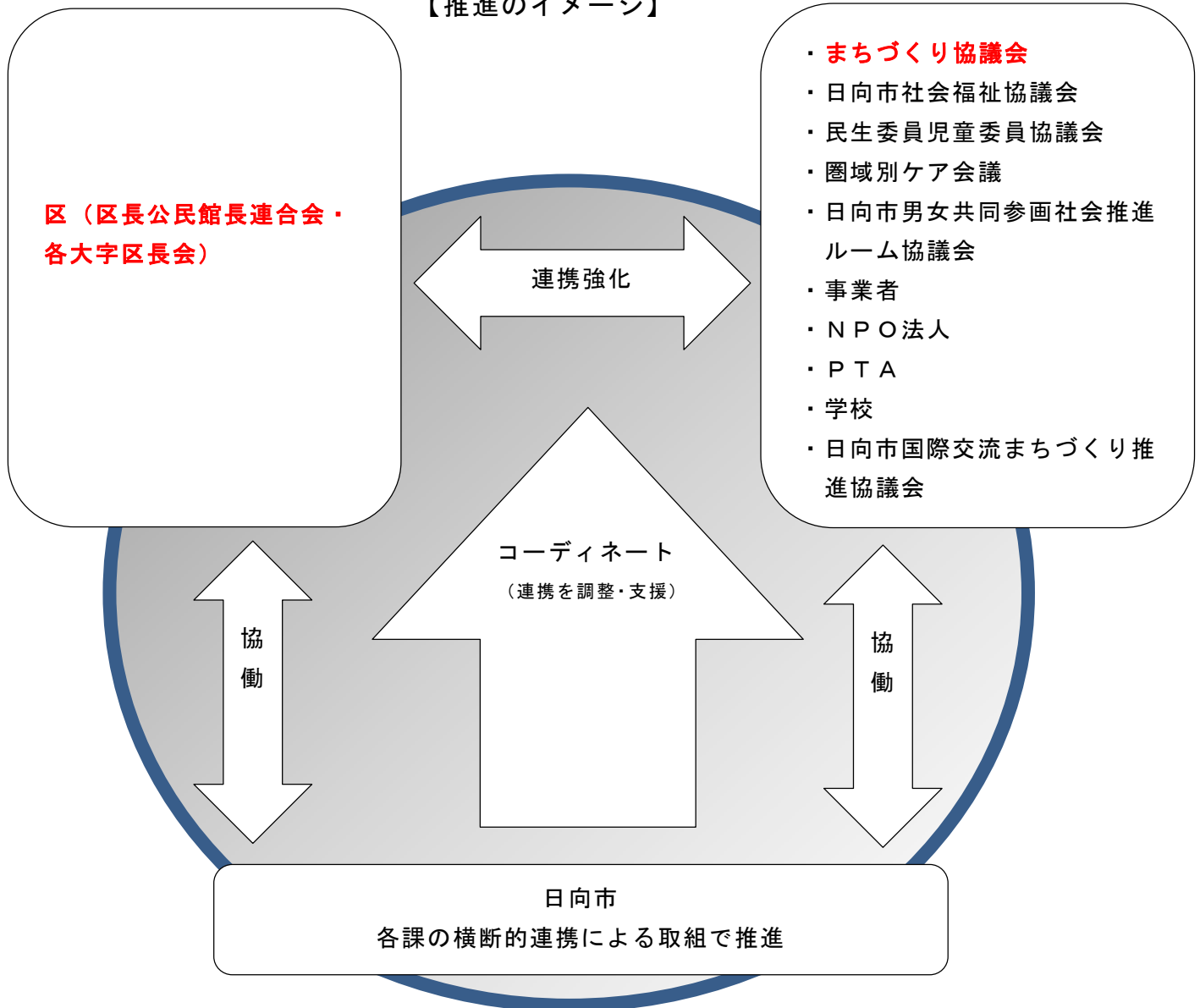
(ウ) 行政による人材育成

内容	具体的な取組	取組主体
■ 若者を対象とした人材育成講座の開催	・ 若者を対象に、本市の地域コミュニティの現状や課題を踏まえた講座を開催し、地域に関心を持つ人材の育成に努めます。	市

第5章 推進体制

区、まちづくり協議会、社会福祉協議会、事業所、NPO法人、学校、PTA、市民活動団体等と行政が様々な取組を協働するほか、行政がコーディネート（連携を調整）し、区と関係団体等との連携を強化することで、地域コミュニティの維持・向上を推進していきます。

【推進のイメージ】



【資料編】

- 第3向日向市総合計画・前期基本計画 【基本目標Ⅵ】人権・市民協働
- 日向市地域コミュニティ推進基本方針 区長、まち協役員アンケート
- まちづくり協議会 住民アンケート（4地区合計）

施策6-3

協働のまちづくりの推進



目指す姿

市民やボランティア・NPOなどの団体と行政が、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互の信頼関係のもと、協力し合ってまちづくりが行われています。

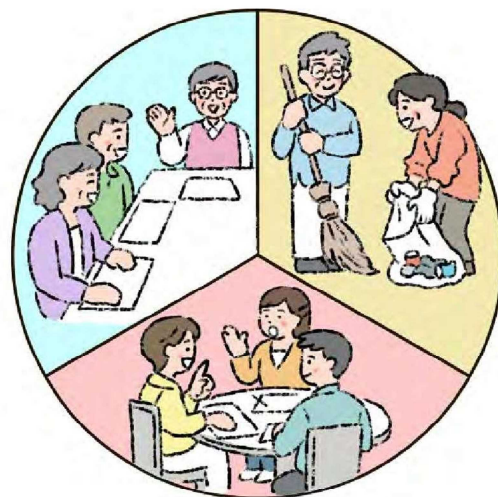
現状と課題

現状

- 価値観や市民ニーズの多様化により、地域課題がより複雑化しており、自治会（区）では解決できないことが増えています。
- 少子高齢化が進行する中、地域づくりを担う人材も不足し、若者も担い手になることを敬遠する傾向にあります。
- 自治会（区）やまちづくり協議会といった地域組織への行政の関わり方が不明確な状況です。
- 市民活動支援センターの認知度が低く、市内NPOなど活動団体の積極的な活用につながっていません。
- 広報ひゅうがをはじめ、報道機関やSNSなど多様な媒体を使って市政情報の発信に努めています。
- 市長と市民の座談会については、若い世代の参加者が少ない状況です。

課題

- ▶ 自治会（区）と行政が連携協力し、相互の信頼関係のもと、地域課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。
- ▶ 将来の地域の担い手となる若者の地域づくりに対する意識を醸成し、まちづくりへの参画を促していく必要があります。
- ▶ 地域組織が自立・自走できるように支援する必要があります。
- ▶ 市民活動支援センターの利用を促進するため、若年層にも積極的な利用を呼びかける必要があります。
- ▶ 市のSNSの登録者数を増やし、情報発信力を高める取組が必要です。また、広報活動の評価と検証も求められています。
- ▶ 若い世代の参加者を増やし、若者の意見や考えを市政に反映して、若者に選ばれるまちづくりを進める必要があります。



施策の方向性

地域コミュニティの活性化 ★

- ・日向市区長公民館長連合会等と連携して自治会（区）の活動支援と加入促進に取り組み、地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・まちづくり協議会の活動への支援や新規協議会の設立支援など、地域のニーズに応じた、課題を解決できる組織づくりに取り組みます。

団体活動の支援 ★

- ・市民活動支援センターの利活用を促すとともに、市民活動団体の活性化と自立を支援します。
- ・まちづくりを担う人材の育成に取り組みます。



広報・広聴活動の充実

- ・市政情報の効果的な発信媒体を検討します。特に各種SNSについては、閲覧者数や登録者数の増加を図ります。
- ・市長と市民の座談会について、若い世代が参加しやすい開催方法や周知方法を検討し、参加者の増加に取り組みます。

成果指標

主な指標	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
自治会（区）の新規加入世帯数	212 世帯	230 世帯
アンケート調査で「行政情報の提供に満足している」と答えた割合	73.2%	85.0%

協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・住み良い地域づくりのため、自治会（区）に加入して地域活動に参加し、地域の活性化に協力しましょう。 ・お互いを尊重し共生社会についての理解を深め、住み良いまちづくりに取り組みましょう。 ・市政に関心を持ち、まちづくりに積極的に関わりながら、地域の未来を共に考えましょう。
企業・団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会（区）への加入促進に理解を深め、地域が行う事業に積極的に参加し、活気のあるまちづくりに協力しましょう。 ・お互いの活動を尊重し、関係機関と連携してまちづくりに参画しましょう。

基本目標VI 人権・市民協働

施策6-4

多文化共生と 国際交流の推進



目指す姿

市民と外国人が、互いの文化的違いを認め合い、地域で協力しながら暮らしているまちになっています。

現状と課題

現状

- 国際化、グローバル化が進み、外国人観光客や在住外国人が増加しています。
- 在住外国人の増加に伴い、ごみ出しなどの地域社会におけるルールに関するトラブルが増加しています。
- 国際交流事業への参加者が固定化し、内容の偏りが生じています。
- 外国人であるという理由で住宅を借りられない場合があるなど、外国人への偏見と差別があります。
- 日本語が理解できず、日常生活に苦労している在住外国人がいます。

課題

- ▶ 国際感覚の豊かな人材を育成し、外国人と円滑にコミュニケーションができる力を身に付けるとともに、お互いの理解を深めていく必要があります。
- ▶ 在住外国人に対し、日本のマナーや地域のルールなどの周知を図る必要があります。
- ▶ 情報の発信や参画しやすい企画の充実を図る必要があります。
- ▶ 人権や異文化に対する理解を深め、違いを認め合えるような機会を増やす必要があります。
- ▶ 在住外国人が日本語や日本文化を学ぶ機会をつくったり、「やさしい日本語」を使った表記を増やしたりする必要があります。



施策の方向性

国際感覚豊かな人材の育成

- ・ グローバル化に対応できる人材を育成するため、学校教育において外国語指導助手を活用し、発達の段階に応じた英語力（国際共通語）の習得や多文化共生意識の醸成に取り組みます。

国際交流の推進と異文化理解

- ・ 市民の国際感覚を醸成するため、国際交流員の活用や市民活動団体との連携により、交流の機会や異文化に触れる機会をつくります。



外国人に優しいまちづくり

- ・ 多文化共生のまちづくりを進めるため、日本人・外国人向けの「やさしい日本語講座」や多言語での情報発信を実施します。

成果指標

主な指標	基準値	目標値
	令和5(2023)年度	令和10(2028)年度
国際交流事業の参加者数	382人	500人
多文化共生社会のための事業数	10事業	20事業

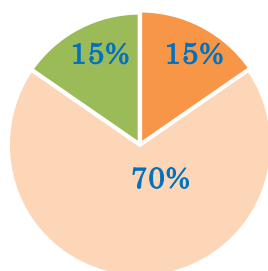
協働の取組

市民・地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際感覚を身に付けるために、学校でどのような教育活動が行われているかを理解し、ボランティア活動や学校との連携を図りましょう。 ・ 学校が目指す教育の具体的な目標などを共有し、人材の提供や国際交流イベントでの交流などに協力しましょう。 ・ 文化の多様性を認め合い、地域の一員として互いを尊重するよう努めましょう。 ・ 地域のルールやマナー、習慣などについて広く周知を図りましょう。
企業・団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人労働者が安心して生活できるよう、地域との連携に努めましょう。 ・ 外国人との交流を積極的に図りましょう。 ・ 学校の取組や地域の特性に応じ、社員による出前授業やインターンシップの提供などに努めましょう。 ・ 地域の特性や団体の専門性を生かし、ボランティア活動や交流イベントなどの取組をサポートしましょう。

日向市地域コミュニティ推進基本方針 区長、まち協役員アンケート

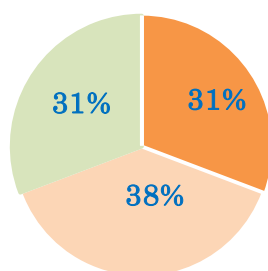
対 象：区長会理事会及びまち協役員
 回答数：13人 調査日：令和6年11月

1. 現行の基本方針における成果と課題について、どのように評価されていますか。



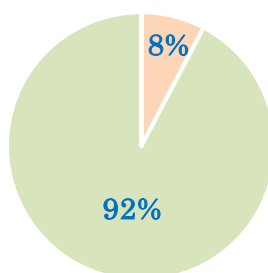
評価できる	15%
概ね評価できる	70%
あまり評価できない	15%
まったく評価できない	0%
その他	0%

2. 市全体の地域コミュニティにおける課題の社会的な深刻度をどのように評価しますか。



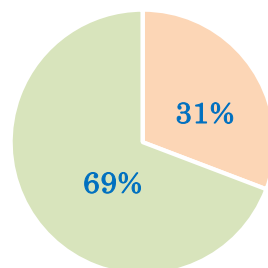
高い	31%
どちらかと言うと高い	38%
どちらかと言うと低い	31%
低い	0%
その他	0%

3. 住民の地域活動への参加意識の高さをどのように評価しますか。



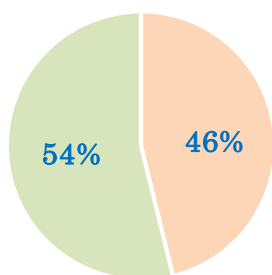
高い	0%
どちらかと言うと高い	8%
どちらかと言うと低い	92%
低い	0%
その他	0%

4. 地域内外の団体や行政機関等との協力体制の強度をどのように評価しますか。



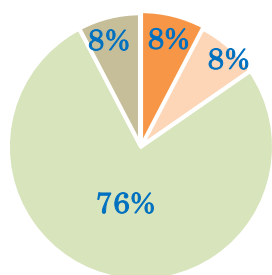
高い	0%
どちらかと言うと高い	31%
どちらかと言うと低い	69%
低い	0%
その他	0%

5. 地域内での情報共有やコミュニケーションの円滑さをどのように評価しますか。



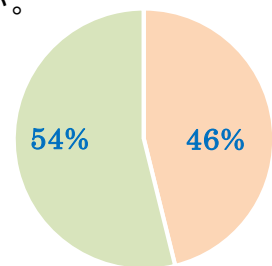
円滑	0%
どちらかと言うと円滑	46%
どちらかと言うと停滞気味	54%
停止している	0%
その他	0%

6. 若者の地域活動への参加の積極性をどのように評価しますか。



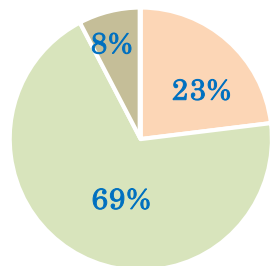
積極的	8%
おおむね積極的	8%
どちらかと言うと消極的	76%
消極的	8%
その他	0%

7. 高齢者が地域コミュニティ活動に参加しやすい環境整備の状況をどのように評価しますか。



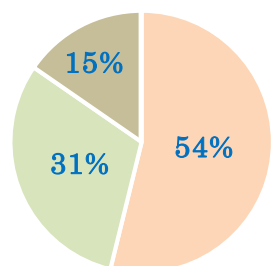
評価できる	0%
おおむね評価できる	46%
あまり評価できない	54%
評価できない	0%
その他	0%

8. 日向市の地域コミュニティにおける防災・減災活動の充実度をどのように評価しますか。



充実している	0%
おおむね充実している	23%
あまり充実していない	69%
充実していない	8%
その他	0%

9. 地域の自然や文化、歴史などの資源を活用したコミュニティ活性化の取り組みをどのように評価しますか。



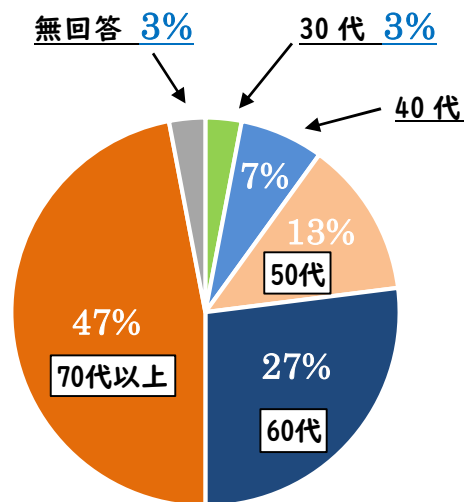
評価できる	0%
おおむね評価できる	54%
あまり評価できない	31%
評価できない	15%
その他	0%

まちづくり協議会 住民アンケート（4地区合計）

対 象：まち協設置地区（細島・平岩・塩見・東郷）住民
 回答数：1,277人／3,200人中（39.9%回答）
 調査日：令和7年3月末

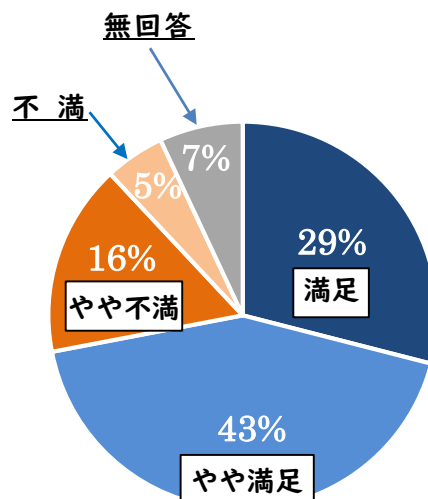
1. あなたの年齢をお聞かせ下さい。

①20代	5	約1%
②30代	37	3%
③40代	96	7%
④50代	160	13%
⑤60代	339	27%
⑥70代以上	595	47%
⑦無回答	45	3%



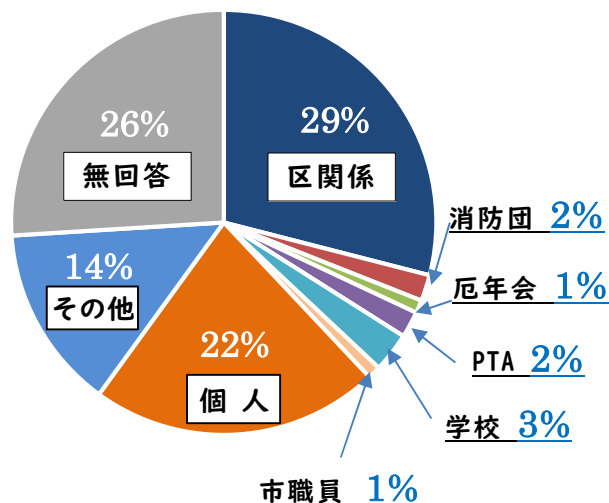
2. あなたがお住まいの「まちづくり協議会」の活動の成果についてどのように評価しますか？ご自身の考えにもっとも近いと思う番号に○をつけてください。（重複回答含む）

①満足	377	29%
②やや満足	545	43%
③やや不満	202	16%
④不満	62	5%
⑤無回答	93	7%



3. あなたは次のどのような立場で「まちづくり協議会」に参加されていますか。
 (重複回答含む)

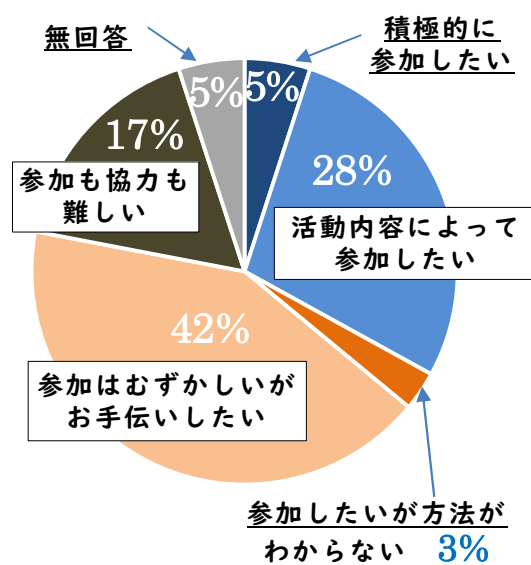
①区関係	401	29%
②消防団	25	2%
③厄年会	17	1%
④PTA	28	2%
⑤学校	43	3%
⑥市職員	13	1%
⑦個人	305	22%
⑧その他	182	14%
⑨無回答	357	26%



※区関係は女性部・壮年部・高齢者クラブ等含む

4. あなたがお住まいの「まちづくり協議会」の活動を行う際に、活動に参加することはできますか？ご自身の考えにもっとも近いと思う番号に○をつけてください。(重複回答含む)

①積極的に参加したい	57	5%
②活動内容によって参加したい	361	28%
③参加したいが方法がわからない	39	3%
④参加はむずかしいがお手伝いしたい	539	42%
⑤参加も協力もむずかしい	222	17%
⑥無回答	69	5%



日向市地域コミュニティ推進基本方針<改訂版>

改定 令和7（2025）年10月
発行 日向市総合政策部地域コミュニティ課
〒883-8555 日向市本町10番5号
電話 0982-66-1006
Eメール kyoudou@hyugacity.jp